

水道料金表案 について

1 水道料金表の検討事項の整理

1) はじめに

前回の審議会で示した新料金表(原案)は、『水道料金算定要領』(日本水道協会)に準拠したものであり、水道料金の基本原則である個別原価主義に則し、給水収益全体に基本料金が占める割合を現行よりも高めることにより経営基盤の強化を図る内容となっています。

- 〈原案の料金体系〉
- ①基本料金なし
 - ②逡増度なし(一律96円/m³)
 - ③基本料金と従量料金の割合 6:4

表 1-1 水道料金算定要領準拠の新料金表(原案)

口径	基本料金	従量料金
13mm	2,214	
20mm	3,762	
25mm	6,005	
30mm	11,552	96
40mm	19,731	
50mm	36,822	
75mm	82,313	

〈原案の課題〉

原案は、白馬村の現行の料金体系から大きく変化することに伴い、大幅な値上げを強いられる利用者層がある一方で、逆に値下げとなる利用者層も想定されるなど負担の公平性の観点から課題があります。

そこで、この原案を叩き台として様々な検討を行い、今後の白馬村水道事業に適した新しい水道料金表のあり方を示すものとします。

2) 白馬村の水道利用者数及び使用水量の分布

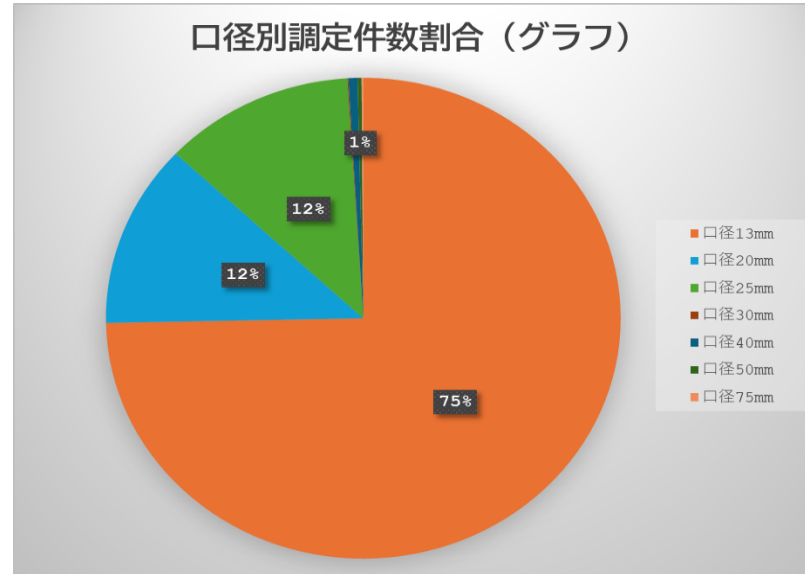
令和4年度の調定実績より水道利用者数と使用水量の分布を分析し、白馬村の特徴を把握します。

分析結果表を次頁より示します。

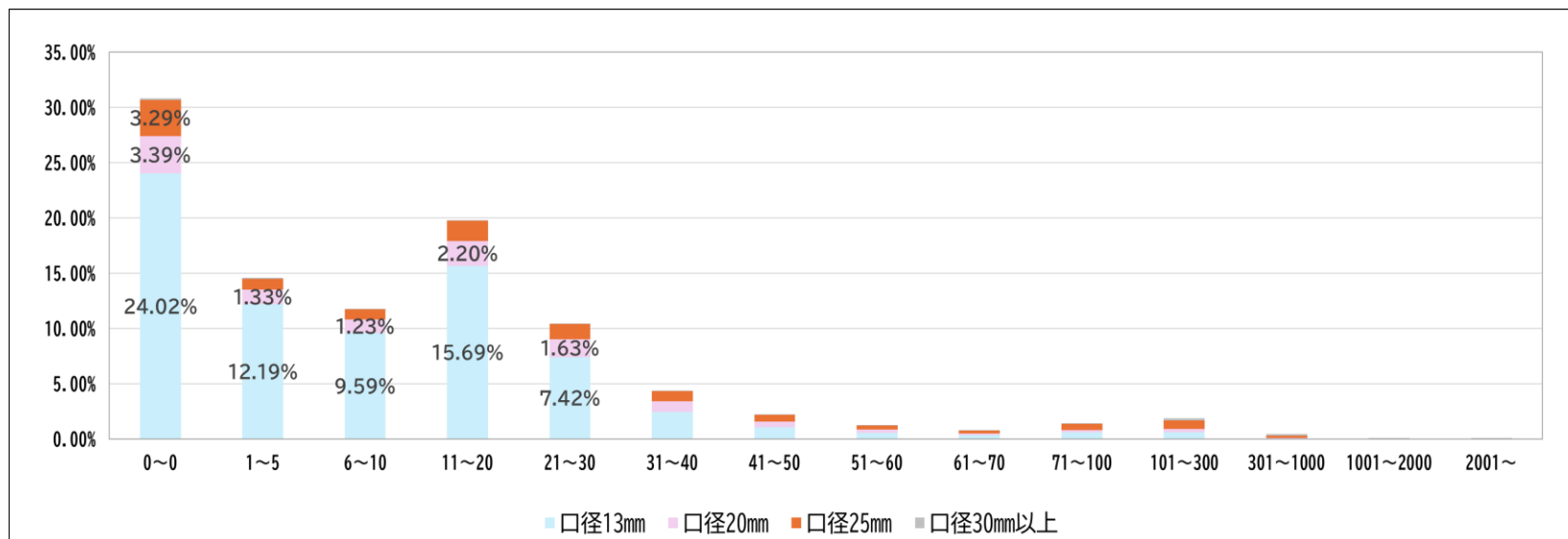
■口径別調定件数割合

口径	割合(%)
口径13mm	74.69%
口径20mm	12.32%
口径25mm	12.00%
口径30mm	0.08%
口径40mm	0.57%
口径50mm	0.25%
口径75mm	0.11%
	100.00%

口径別調定件数割合 (グラフ)



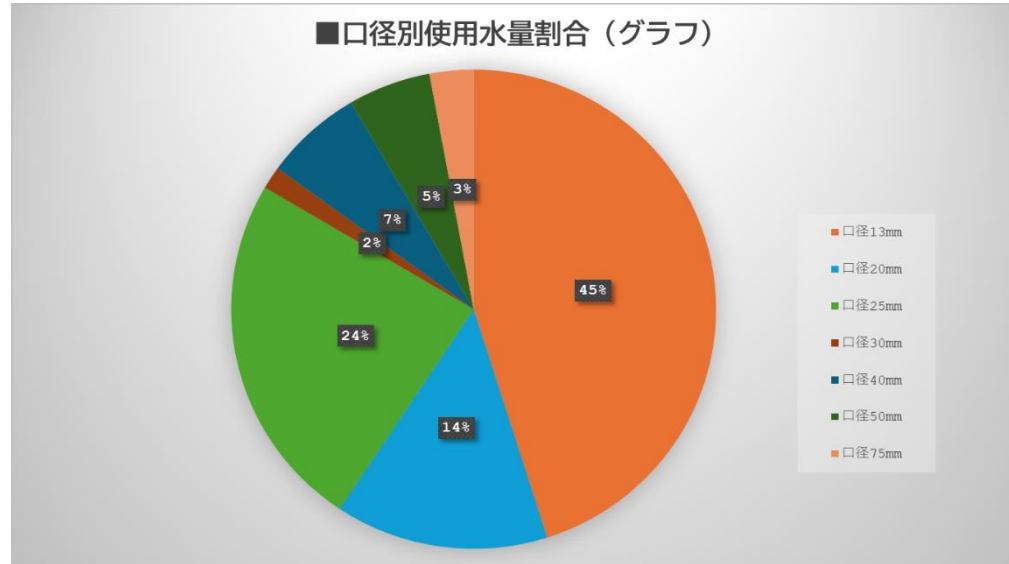
■口径別・水量区分別調定件数割合(グラフ)



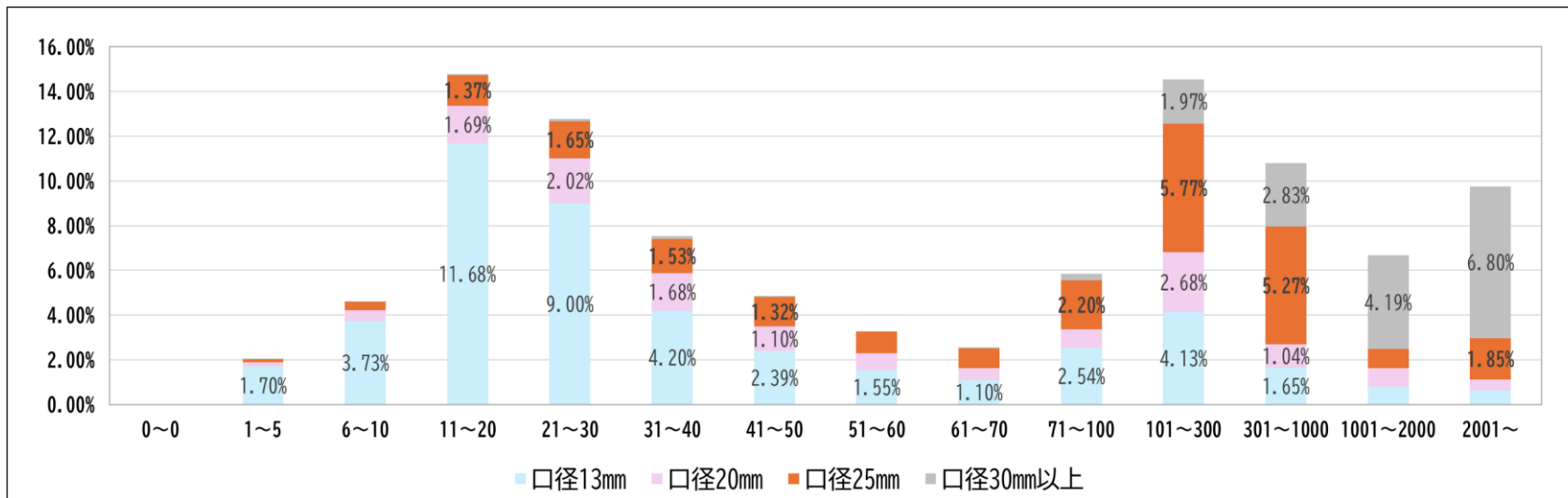
■口径別使用水量割合

口径	割合(%)
口径13mm	45.10%
口径20mm	14.23%
口径25mm	24.16%
口径30mm	1.53%
口径40mm	6.54%
口径50mm	5.53%
口径75mm	2.92%
	100.00%

■口径別使用水量割合 (グラフ)



■口径別・水量区分別使用水量割合(グラフ)



■R4・口径別利用者分布(調定件数)

	0m ³	~5m ³	~10m ³	~20m ³	~30m ³	~40m ³	~50m ³	~60m ³	~70m ³	~100m ³	~300m ³	~1000m ³	~2000m ³	2001m ³ 以上	計
13mm	24.02%	12.19%	9.59%	15.69%	7.42%	2.45%	1.09%	0.57%	0.34%	0.62%	0.59%	0.07%	0.01%	0.02%	74.69%
20mm	3.39%	1.33%	1.23%	2.20%	1.63%	0.98%	0.49%	0.27%	0.16%	0.20%	0.35%	0.05%	0.01%	0.00%	12.32%
25mm	3.29%	0.98%	0.91%	1.83%	1.34%	0.89%	0.60%	0.36%	0.28%	0.54%	0.74%	0.21%	0.01%	0.01%	12.00%
30mm	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.08%
40mm	0.11%	0.03%	0.01%	0.02%	0.05%	0.05%	0.03%	0.01%	0.01%	0.04%	0.10%	0.07%	0.04%	0.01%	0.57%
50mm	0.02%	0.00%	0.00%	0.01%	0.02%	0.02%	0.00%	0.01%	0.01%	0.03%	0.07%	0.03%	0.02%	0.01%	0.25%
75mm	0.00%	0.03%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.01%	0.01%	0.02%	0.11%
計	30.85%	14.57%	11.76%	19.77%	10.47%	4.39%	2.21%	1.21%	0.80%	1.43%	1.90%	0.44%	0.11%	0.07%	100.00%

0.00~0.19%
0.20~1.99%
2.00~4.99%
5.00~9.99%
10.00~100.00%

■R4・口径別利用者分布(使用水量) ※冬季暫定検針による過大分・マイナス分は考慮していない

	0m ³	~5m ³	~10m ³	~20m ³	~30m ³	~40m ³	~50m ³	~60m ³	~70m ³	~100m ³	~300m ³	~1000m ³	~2000m ³	2001m ³ 以上	計
13mm	0.00%	1.70%	3.73%	11.68%	9.00%	4.20%	2.39%	1.55%	1.10%	2.54%	4.13%	1.65%	0.80%	0.64%	45.10%
20mm	0.00%	0.19%	0.48%	1.69%	2.02%	1.68%	1.10%	0.73%	0.52%	0.81%	2.68%	1.04%	0.82%	0.47%	14.23%
25mm	0.00%	0.14%	0.36%	1.37%	1.65%	1.53%	1.32%	0.96%	0.89%	2.20%	5.77%	5.27%	0.86%	1.85%	24.16%
30mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.10%	0.69%	0.54%	1.53%
40mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.06%	0.08%	0.06%	0.02%	0.02%	0.17%	0.92%	1.89%	2.01%	1.30%	6.54%
50mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.03%	0.03%	0.01%	0.02%	0.03%	0.12%	0.69%	0.71%	1.02%	2.88%	5.53%
75mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.19%	0.14%	0.47%	2.09%	2.92%
計	0.00%	2.03%	4.59%	14.77%	12.78%	7.52%	4.87%	3.28%	2.55%	5.85%	14.54%	10.78%	6.67%	9.77%	100.00%

0.00~0.19%
0.20~1.99%
2.00~4.99%
5.00~9.99%
10.00~100.00%

- (1)値上げが必要な層(ゼロ調定)
- (2)政策的配慮が必要と考えられる層(単身世帯)
- (3)収益全体を左右する層(ボリュームゾーン) 約43%

■R4・口径別利用者分布(調定件数)

	0m ³	~5m ³	~10m ³	~20m ³	~30m ³	~40m ³	~50m ³	~60m ³	~70m ³	~100m ³	~300m ³	~1000m ³	~2000m ³	2001m ³ 以上	計
13mm	24.02%	12.19%	9.59%	15.69%	7.42%	2.45%	1.09%	0.57%	0.34%	0.62%	0.59%	0.07%	0.01%	0.02%	74.69%
20mm	3.39%	1.33%	1.23%	2.20%	1.63%	0.98%	0.49%	0.27%	0.16%	0.20%	0.35%	0.05%	0.01%	0.00%	12.32%
25mm	3.29%	0.98%	0.91%	1.83%	1.34%	0.89%	0.60%	0.36%	0.28%	0.54%	0.74%	0.21%	0.01%	0.01%	12.00%
30mm	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.08%
40mm	0.11%	0.03%	0.01%	0.02%	0.05%	0.05%	0.03%	0.01%	0.01%	0.04%	0.10%	0.07%	0.04%	0.01%	0.57%
50mm	0.02%	0.00%	0.00%	0.01%	0.02%	0.02%	0.00%	0.01%	0.01%	0.03%	0.07%	0.03%	0.02%	0.01%	0.25%
75mm	0.00%	0.03%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.01%	0.01%	0.02%	0.11%
計	30.85%	14.57%	11.76%	19.77%	10.47%	4.39%	2.21%	1.21%	0.80%	1.43%	1.90%	0.44%	0.11%	0.07%	100.00%

0.00~0.19%
0.20~1.99%
2.00~4.99%
5.00~9.99%
10.00~100.00%

■R4・口径別利用者分布(使用水量) ※冬季暫定検針分は考慮していない

	0m ³	~5m ³	~10m ³	~20m ³	~30m ³	~40m ³	~50m ³	~60m ³	~70m ³	~100m ³	~300m ³	~1000m ³	~2000m ³	2001m ³ 以上	計
13mm	0.00%	1.70%	3.73%	11.68%	9.00%	4.20%	2.39%	1.55%	1.10%	2.54%	4.13%	1.65%	0.80%	0.64%	45.10%
20mm	0.00%	0.19%	0.48%	1.69%	2.02%	1.68%	1.10%	0.73%	0.52%	0.81%	2.68%	1.04%	0.82%	0.47%	14.23%
25mm	0.00%	0.14%	0.36%	1.37%	1.65%	1.53%	1.32%	0.96%	0.89%	2.20%	5.77%	5.27%	0.86%	1.85%	24.16%
30mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.10%	0.69%	0.54%	1.53%
40mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.06%	0.08%	0.06%	0.02%	0.02%	0.17%	0.92%	1.89%	2.01%	1.30%	6.54%
50mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.03%	0.03%	0.01%	0.02%	0.03%	0.12%	0.69%	0.71%	1.02%	2.88%	5.53%
75mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.19%	0.14%	0.47%	2.09%	2.92%
計	0.00%	2.03%	4.59%	14.77%	12.78%	7.52%	4.87%	3.28%	2.55%	5.85%	14.54%	10.78%	6.67%	9.77%	100.00%

0.00~0.19%
0.20~1.99%
2.00~4.99%
5.00~9.99%
10.00~100.00%

(3)収益全体を左右する層(ボリュームゾーン) 約38%

(4)冬季水量を含めた5月検針分の影響が考えられる 約27%

(5)できるだけ負担してもらいたい層(大口需要者) 約14%

(1) 値上げが必要な層(ゼロ調定)

水道料金は一般的に、基本料金を低廉にする目的から固定費の一部を従量料金に配分しています。すなわち、各利用者が従量料金として一定額を負担することが原価回収の前提となっています。

本村の現行料金において、別荘のみ他の用途に比して高額な基本料金を課していますが、これは前回の料金改定の折に、別荘については年12回の調定のうち大多数がゼロ調定(使用水量が0m³の調定)になることを見越し、通常従量料金としての回収を期待する額を、あらかじめ基本料金に加算しているものと想定されます。

ゼロ調定利用者に相応の負担を求めるには、13mm口径の基本料金部分に十分な値上げが必要となります。

(2) 政策的配慮が必要と考えられる層(単身世帯)

水道は公衆衛生の向上という本来の目的から生活用水を主眼としており、水道法第1条に規定する「低廉」もまた、生活用水利用者の負担を想定したものと考えられます。そのため、料金設定上、一般家庭への配慮が常に必要となります。

使用水量5m³以下の小口需要者は、別荘や季節営業を行う事業者以外に単身高齢者世帯が含まれていると想像できます。経済的に厳しい状況にある単身高齢者が増えている社会情勢から、格段の配慮が必要な層と考えられます。

(3) 収益全体を左右する層(ボリュームゾーン)

本村の利用者及び使用水量の約4割がこのボリュームゾーンに集中しており、年間給水収益全体を左右する層です。

13mm及び20mm口径には一般家庭の大部分が含まれており、この層に対する値上げ抑制の政策的配慮が大いに期待されるものと予想できますが、本村の「稼ぎ頭」の層でもある事情から、過度な配慮は難しい状況です。

(4) 冬季水量を含めた5月検針分の影響が考えられる

小口径でありながら大量に使用する利用者也存在しますが、多くは雪解け後の5月検針分の増大が影響しているとも言えます。(本調査は提供データ上の検針水量を単純に拾っており、暫定検針とその後の調整等については考慮していない)。

(5) できるだけ負担してもらいたい層(大口需要者)

ホテルを中心としたごく少数の大口需要者が年間有収水量の14%を占めていることが本村の大きな特徴です。大口需要者層は、施設整備費等の資本費が嵩む原因者でもあり、資本力に基づく応能負担としても可能な限りの負担が期待される層となります。

3) 検討事項の整理

前回の審議会での審議内容を踏まえ、「料金体系」・「基本水量のあり方」・「逓増度のあり方」の3つを検討の柱としつつ、本村における現在の水道利用者数及び水量の分布状況並びに政策的配慮等も総合的に勘案して検討事項の整理を行います。

A) 総括原価回収

いかなる料金表においても、4年間(令和7～10年度)の算定期間内の総括原価総合計1,379,946千円を達成することが必須事項です。

表3-1 水道料金算定基礎となる総括原価合計額

項目	金額(千円)
R7～R10所要額	1,379,946
収入見込み	1,387,287
判定	OK

(出典:『令和5年度 白馬村水道料金体系等検討業務報告書』)

B) 基本料金割合

原案では給水収益全体に占める基本料金の割合を60%と設定した結果、従量料金単価が現行水準を大きく下回ることとなり、ある水量(口径毎に異なる)を超えると新料金と現行料金が逆転する現象が発生しました。

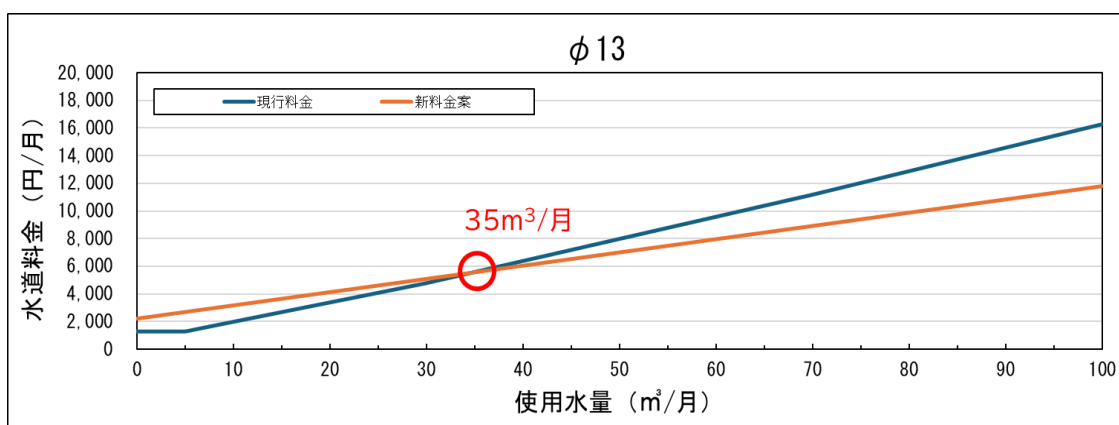


図3-1 原案と現行料金の逆転の例(35 m³/月超では新料金の方が安い)

そこで、基本料金割合については緩和することで調整を図ります。

令和4年度実績では基本料金の割合が約37%であったことから、およそ37～50%程度を目途に検討を行います。

C) 口径別基本料金

ワークスタイル・ライフスタイルの多様化や不動産売買による利用形態の変化等、用途別料金体系における用途認定は限界を迎えています。また、用途別料金体系において用途毎に格差を持たせること自体は許容されているものの、その金額については何らかの合理的理由が求められるという判例から、用途別の継続は困難な状況にあります。これらの背景を説明したうえで審議会に諮ったところ、口径別料金体系への移行が承認されました。

よって、**新料金表案は全て口径別を必須要件とし、口径別基本料金に設ける対 13mm 口径比率は原案のものをベースとします。**

D) 基本水量廃止

基本水量は、水系感染症が蔓延していた近代水道創設期において、公衆衛生の向上を目的に「料金の気兼ねなく使える一定の水量」を付与することにより生活用水の利用を促進したものです。塩素滅菌によって水系感染症を概ね克服した現代において、基本水量制が担っていた歴史的役割は失われていること、また、基本水量分の料金を賦課できないことによる経営的損失を勘案し、基本水量の廃止を検討するものです。

ただし、ここにはまだ検討の余地があると考えます。

公衆衛生の向上・増進という目的に照らせば、確かにかつて存在した水系感染症の危険性は現代ではほぼ消失していますが、**清浄豊富な水道水によって健康的かつ文明的な生活を保障する(必要最小限の地域福祉)**という面での基本水量の意義はいまだ残っているといえます。また、**将来の人口減に伴う水需要の減少は、管内滞留水による残留塩素濃度低下という水質上の課題発生も予想されるという側面から、事業者側の都合としても、利用者に対する一定量の水利用促進は継続が望ましいと考えます。**

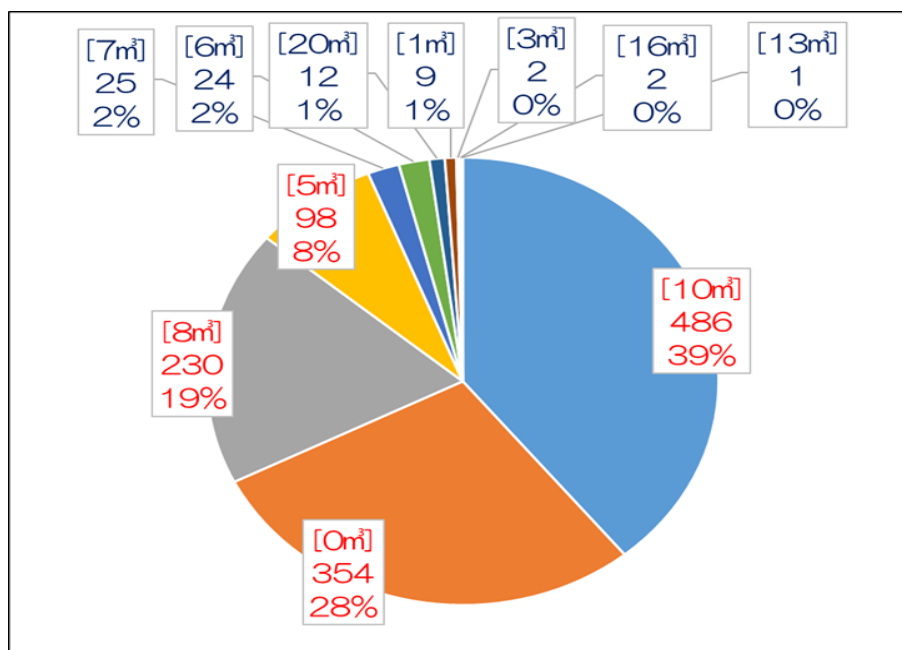
さらに、**基本水量分の料金を賦課できないことによる損失に関しても解決策があります。**昭和37年「臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会の答申」において、個別原価主義の立場からは基本水量制を否定しつつも、**「一般家庭用需要者が対象となる小口径のものについては、一定限度の基本水量を付与すべき」と説き、**当該水量の料金上の扱いとして、**「基本水量を付与された小口径需要家種別に対しては、基本料金としてその水量に対応する水量料金を賦課すべきであり、その額は低廉な生活用水の供給という見地から固定的維持管理費及び変動費の水量均等割額とすべきである」としています。**

すなわち、**基本水量を「基本料金についてくるサービス分」から、「利用の有無に関わらず基本料金にあらかじめ含まれている強制徴収分」への転換が可能とし、予め基本水量分を基本料金に上乗せするという考え方もあります。**

以上の事項を踏まえ、**基本水量の廃止または存続の検討を行います。**

なお、基本水量を存続する場合、その水量は何 m^3 とするかという別の検討事項が発生します。参考に全国上水道事業(1,243 団体)の基本水量設定状況を示します。

全体の 28%が基本水量なし(0 m^3)としている一方で、 $5 \sim 10 \text{ m}^3$ の範囲で基本水量を設定している団体が 70%あります。



(出典:令和4年度 地方公営企業決算状況調査)

図3-2 全国上水道事業団体の基本水量設定(令和4年度)

基本水量を設定する場合、過大な水量は当然望ましくなく、一定の節水意識を促すことが可能な単身世帯を想定した最低限度の水量とすべきと考えられます。

単身世帯想定の基本水量については、全国で唯一単身世帯割合が過半数を超える(令和2年国勢調査で50.26%)東京都の13~25mm口径における基本水量が5m³である点が参考になります。

本村の現行基本水量とも合致することから、**基本水量制を存続する場合の基本水量は5m³としたい考えです。**

E) 逓増度廃止

従量料金について、『水道料金算定要領』は、個別原価主義に基づき均一料金制を採るべきという立場で一貫しています。また、大口需要家へ過度な負担を求めることは井戸水への逃避を生むデメリットがあり、逓増度は緩和を目指すべきと『新水道ビジョン』(国土交通省)が指摘しています。

それにもかかわらず、本村を含め多くの水道事業者が従量料金に逓増度を持たせている理由について、以下のことが考えられます。

- ① 水の需給が逼迫した状況下での需要抑制策(ペナルティ)
- ② 生活用水を低廉にし、代わりに負担力の高い大口需要者へ転嫁(応能負担)
- ③ 大口需要者給水量の季節変動への対応(ハイシーズンの水量で年間の原価回収)

人口減少社会において①は過去の遺物ですが、②③については本村の需要実態に即します。

また、現行料金で既に逓増度を採用しており、維持した方が料金改定の各利用者負担額に及ぼす影響が小さいといった観点もあります。

従って、逓増の度合いや高額な単価設定によって不当な差別的取扱いと受け取られないよう留意しつつ、逓増性のあり方については柔軟に検討すべきと考えます。

F) 負担増の公平性

料金値上げとなる改定案を示すに当たっては、負担の公平性が重要な要素となります。「負担が増える分はみんなで分かち合う」ことで合意形成が実現します。可能な限り、特定の利用者層のみ利益を得ることのないよう配慮すべきと考えます。

G) ゼロ調定対策

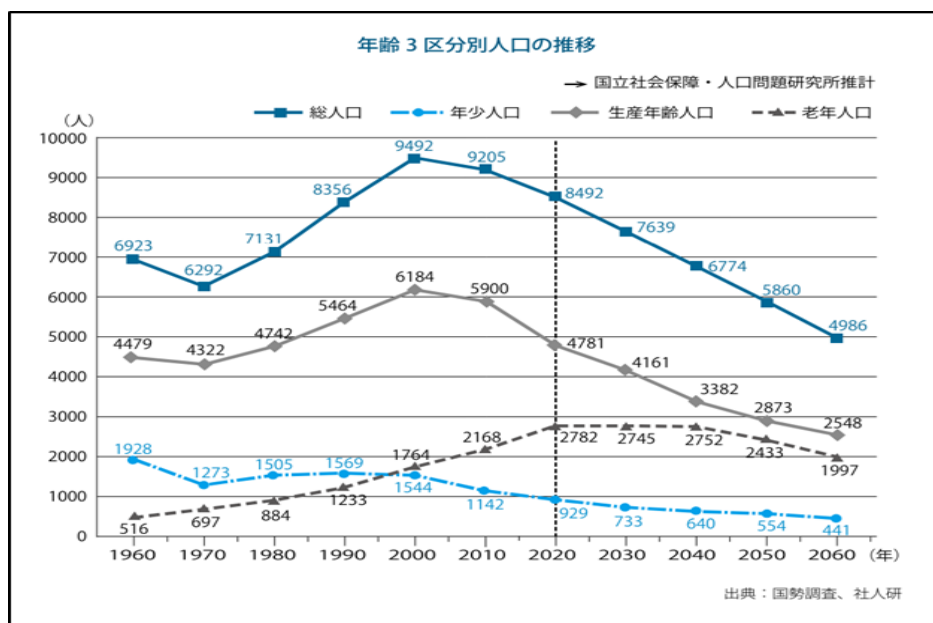
前述のとおり、ゼロ調定は本来担うべき料金負担を回避しているのが現状です。年間調定の約3割がゼロ調定である実態から、確実な対策が求められており、その対策として基本料金を値上げする方向です。

H) 大口需要者負担増

ホテル等大口需要者によって施設整備に係る費用等の資本費が増嵩している地域特性から、基本料金・従量料金の両面から大口に求めるべき負担額を検討します。

I) 小口需要者配慮

『白馬村第5次総合計画-後期計画-』（令和2年度）における高齢化率の将来推移の図を示します。



(出典：『白馬村第5次総合計画(-後期計画-)』（令和2年度))

図3-3 白馬村の老年人口の将来推移

本村の将来人口は継続的な減少が予測されており、「現役世代(生産年齢)から高齢世代(老年)へのシフト」、「高齢世代では現役世代からの増加と自然減が概ね均衡」といった典型的な少子高齢化の特徴が見て取れます。

社会政策的見地より、生活用水への配慮は必要であると考えます。特に、近年の経済情勢や核家族化の進行により、経済的に厳しい単身の高齢者世帯の増加が予想されることから、こういった層に対する政策的配慮の料金表への反映が検討事項と捉えます。

2 水道料金表案

1) 水道料金表のシミュレーション

新料金表・原案(「資料1」P10 の表5-4)を叩き台として様々な検討を行い、今後の白馬村水道事業に適した新しい水道料金表のあり方を示すものとします。

先述の検討事項を踏まえて行った新料金表のシミュレーション結果を、別紙の資料3に示します。

2) 従量料金単価の設定根拠

(1) 従量料金における単価設定検討の必要性

原案においては従量料金の単価が 96 円と、現行料金よりも大幅に低下し、使用水量が多い利用者ほど逆に値下げになるという不合理が発生することから、この課題を解消するため、基本料金と従量料金の比率(原案では6:4とした)を見直すこととします。

(2) 改定パターンの整理

二部料金制においては、全体として値上げでも内訳である基本料金・従量料金については以下のパターンが考えられます。

表2-1 基本料金・従量料金の改定パターン

パターン	基本料金	従量料金
(イ)	↓値下げ↓	↑↑↑値上げ↑↑↑
(ロ)	→据置き→	↑↑値上げ↑↑
(ハ)	↑↑↑値上げ↑↑↑	↓値下げ↓
(ニ)	↑値上げ↑	↑値上げ↑
(ホ)	↑↑値上げ↑↑	→据置き→

基本料金は、使用量にかかわらず固定的に徴収できる点から、利用者の節水行動・節水機器の普及の影響を受けないことが長所です。パターン(イ)及びパターン(ロ)については、その長所を活かした効果が見込めないため、候補から除外します。

パターン(ハ)は、原案と同じパターンです。多少比率を変更したとしても、従量料金が値下げとなる以上、改定によって得をする利用者の発生が見込まれます。

基本料金・従量料金どちらも値上げとするパターン(ニ)、または従量料金を現行と同水準とし、基本料金側の値上げで総括原価の回収を行うパターン(ホ)のいずれかであれば前述の不合理は解消が見込まれます。

よって、基本料金の値上げ幅が大きく経営基盤強化がより図れるパターン(ホ)を採用することとしました。

表2-2 基本料金・従量料金の改定パターン(判定結果)

パターン	基本料金	従量料金	判定
(イ)	↓値下げ↓	↑↑↑値上げ↑↑↑	×
(ロ)	→据置き→	↑↑値上げ↑↑	×
(ハ)	↑↑↑値上げ↑↑↑	↓値下げ↓	△
(ニ)	↑値上げ↑	↑値上げ↑	○
(ホ)	↑↑値上げ↑↑	→据置き→	◎

(3) 配分原価の再算定

パターン(ホ)の具体的な算定方法を示します。

まず、従量料金部分の回収額を現行と同水準とするため、従量料金の水量区分及び設定単価を現行料金と同じにします(基本水量を廃止しているため、必ずしも現行と同じ回収額となるわけではないことに留意)。

表3-1 新料金表(原案)の従量料金部分を現行水準に変更

口径	基本料金	従量料金				
		~5㎡	6~30㎡	31~70㎡	71~100㎡	101㎡~
13mm	2,214					
20mm	3,762					
25mm	6,005					
30mm	11,552	140		160		170
40mm	19,731					
50mm	36,822					
75mm	82,313					

従量料金単価が原案よりも値上げとなることで、給水収益としての回収額が総括原価を上回ります。総括原価を超過する額を、逆に基本料金配分原価から控除することで、総体を総括原価と一致させます。

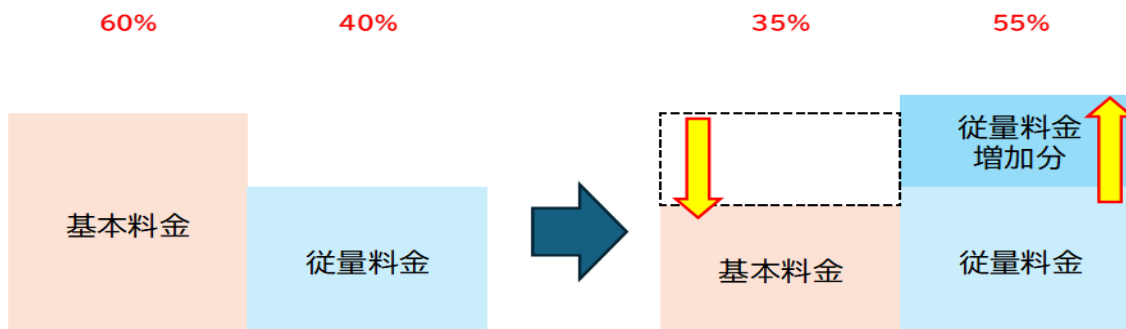


図3-1 基本料金・料従量料金間の総括原価入れ替えイメージ

増減調整後の基本料金配分原価と従量料金配分原価に従い、再度口径別基本料金及び従量料金の再配賦を実施します。

原案の従量料金単価は 95.92 円(丸めて 96 円)です。

表3-2 原案の従量料金単価

(単位：千円、円、㎡)

費用	総額(千円)	有収水量(㎡)	1㎡当たり単価(円)
水量料金に配分された固定費	449,474	5,602,000	80.23
変動費	87,902	5,602,000	15.69
合計			95.92

再配賦後の従量料金単価は 157.18 円(丸めて 155 円)となります。

表3-3 修正案の従量料金単価

(単位：千円、円、㎡)

費用	総額(千円)	有収水量(㎡)	1㎡当たり単価(円)
水量料金に配分された固定費	792,605	5,602,000	141.49
変動費	87,902	5,602,000	15.69
合計			157.18

修正後の原価で口径別基本料金を再算定した結果の料金表は次のとおりです。

表3-4 料金表の修正案

口径	基本料金	従量料金				
		~5㎡	6~30㎡	31~70㎡	71~100㎡	101㎡~
13mm	1,340	155				
20mm	2,150					
25mm	3,320					
30mm	6,320					
40mm	10,400					
50mm	19,300					
75mm	42,900					

なお、『水道料金算定要領』巻末の『逦増料金制の設定基準』において、逦増料金制の最低単価として「従量料金に賦課すべき原価のうち、少なくとも維持管理費と変動費を賦課する」とされています。これを算定したところ、その額は 66.90 円(丸めて 65 円)となります。

表3-5 修正案の従量料金単価(最低単価)

★逦増制の最低単価(維持管理費・変動費のみ)			(単位:千円、円、m ³)
費用	総額(千円)	有収水量(m ³)	1 m ³ 当たり単価(円)
水量料金に配分された固定費	286,863	5,602,000	51.21
変動費	87,902	5,602,000	15.69
合計			66.90

同じく、最高単価についての考え方も同資料内に示されていますが、固定資産台帳が拡張事業や水系、配水ブロック等で区分されておらず算定困難なため、現行料金の最高単価 170 円を新料金の最高単価として据え置くこととします。

また、逦増料金制が個別原価主義に基づいておらず、逦増単価の根拠を対外的に説明することが困難である実情を踏まえ、新料金表に対し逦増度を持たせる場合は、現行料金における単価(140~170 円)を基本的に踏襲することとします。

(4) 設定単価のまとめ

以上より、新料金表案で使用する従量料金単価は次のとおりとし、この単価を用いて様々な料金表のあり方を検討しています。

表4-1 従量料金で使用する単価一覧

設定単価	根 拠
65円/m ³	『水道料金算定要領』に従った最低単価
140円/m ³	現行料金表で採用されている単価
155円/m ³	『水道料金算定要領』に従った標準単価(単一料金)
160円/m ³	現行料金表で採用されている単価
170円/m ³	現行料金表で採用されている単価(最高単価)

3) 料金表の比較結果

白馬村の特徴の1つである「大口需要者給水量の季節変動」に対応するためには、逓増度は必要です。加えて、大口径での逆転現象を解消し、負担増の公平性を確保するためにも、ある程度の逓増度は必要と考えます。

よって、事務局では、今回作成した9パターンの料金表の内、②「逓増度廃止」パターンは選択の対象外とします。

また、検討事項 A)～I)の優先順位や重要度を考えた場合、A) 総括原価回収と C) 口径別基本料金は最優先事項であり確定事項となりますが、その他の検討事項では特に F)～I)を重要事項と捉えます。

<検討事項>

- A) 総括原価回収
- B) 基本料金割合
- C) 口径別基本料金
- D) 基本水量廃止
- F) 負担増の公平性
- G) ゼロ調定対策
- H) 大口需要者負担増
- I) 小口需要者配慮

検討事項の F)～I)の判定がいずれも○となるのは次の2つです。

「パターン③-2」 「パターン④-2」

この2つのパターンを比較すると、現行料金と新料金表との値上げ額(値上げ率)がより小さいのは「パターン③-2」となります。

以上のことを踏まえ、

事務局では、「パターン③-2」の「従量料金の現行措置・小口径5m³最低単価」を採用したいと考えます。

